

多様な活動の森における適切な利用のための協定書

日光森林管理署長（以下「甲」という。）と日本野鳥の会 栃木県支部 代表（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1 （協定の目的）

この協定は、甲と乙による相互の連携及び協力により、生物多様性を維持・増進しつつ、適切な利用を推進するため、必要な基本的事項を定めるものとする。

第2 （多様な活動の森の名称、位置及び面積）

甲と乙は、日光森林管理署 小倉山国有林1140林班の45.10haを多様な活動の森として設定するものとする。（区域は別紙図面のとおり。）

なお、多様な活動の森の名称は、「小倉山野鳥の森」とする。

第3 （活動の内容）

甲と乙は、多様な活動の森において、相互の連携及び協力により、次の活動を行うものとする。

- 1 生物多様性を維持・増進するための科学的根拠に必要な調査活動。
- 2 生物多様性に着目しつつ、森林の持つ様々な機能にも配慮した森林整備・保全活動。
- 3 自然とのふれあいを通じて、自然環境保全の大切さを普及する活動。

第4 （連絡調整会議）

甲と乙は、日光森林管理署と日本野鳥の会栃木により構成する連絡調整会議を設置し、具体的な活動内容について連絡調整を行うものとする。

なお、連絡調整会議には、必要に応じて関係者をオブザーバーとして参加させることができるものとする。

第5 （立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第6 （施設の設置等）

- 1 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲が必要ないと認めたときはこの限りではない。

第7 （法令等の遵守）

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第8 （協定の変更）

甲と乙は、情勢の変化等により本協定の変更が必要となった場合には、事前に連絡調整の上、変更することができるものとする。

第9 （協定の破棄）

甲と乙は、本協定の活動に支障をきたす事情等が生じた場合には、事前に連絡調整の上、破棄することができるものとする。

第10 （協定の有効期間）

- 1 本協定は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 甲と乙は、協定の満了時に更新するよう努めるものとする。

第11 （その他必要と認められる事項）

- 1 この協定の実施につき疑義の生じた事項又は本協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。
- 2 甲と乙は、本協定の活動により得られた知見、その他の情報については、希少動植物の生息データ等を除き、広く一般に公開するよう努めるものとする。



3 甲は、この協定による活動により得られた知見を国有林の管理経営に反映させるよう努めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成31年 4月 1日

(甲) 栃木県日光市土沢1473-1

日光森林管理署長 斎藤 均



(乙) 栃木県宇都宮市塙田2-5-1 共生ビル2F

日本野鳥の会 栃木県支部

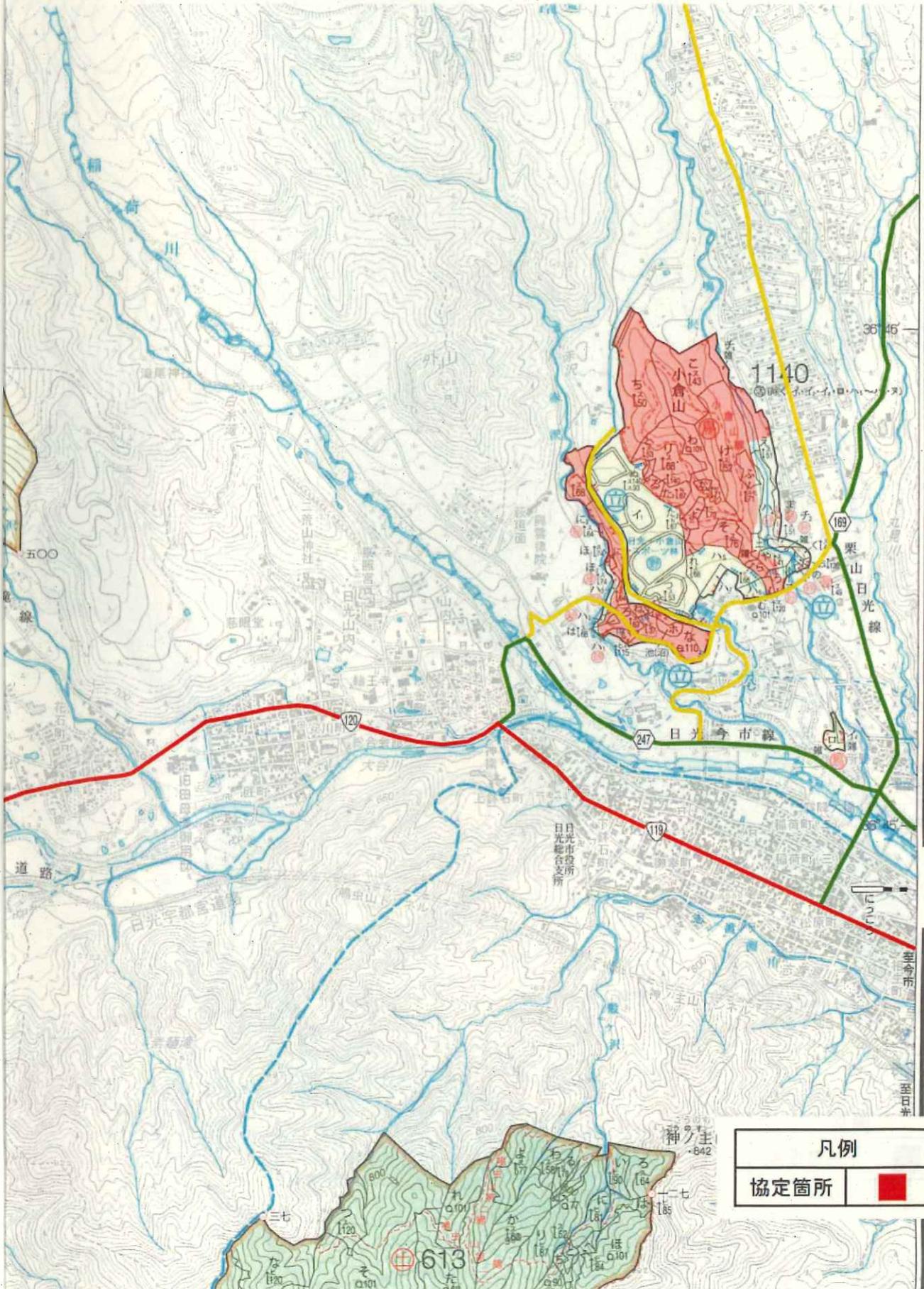
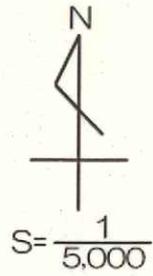
代表 内田裕之



協定箇所位置図

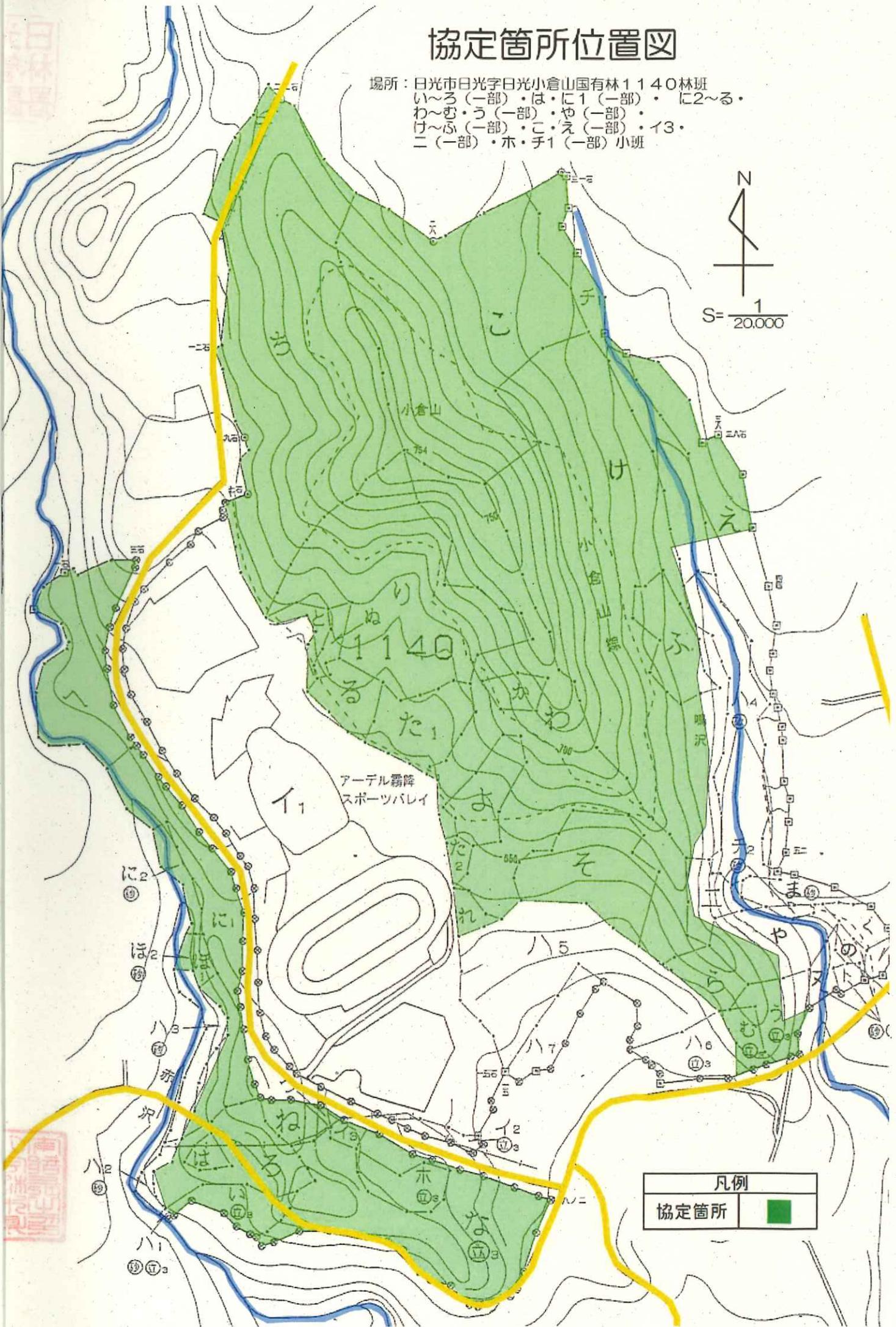
場所：日光市日光字日光小倉山国有林1140林班

い〜ろ（一部）・は・に1（一部）・に2〜る・わ〜む・う（一部）・や（一部）・
け〜ん（一部）・こ・え（一部）・イ3・ニ（一部）・ホ・チ1（一部）小班



協定箇所位置図

場所：日光市日光字日光小倉山国有林1140林班
 い〜ろ（一部）・は・に1（一部）・に2〜る・
 わ〜む・う（一部）・や（一部）・
 け〜ふ（一部）・こ・え（一部）・い3・
 二（一部）・ホ・チ1（一部）小班



凡例	
協定箇所	■